

時価情報

時価情報（第158期中（2021年4月1日から2021年9月30日まで））

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券

（単位：百万円）

		2021年9月期（2021年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	11,275	11,307	31
	その他	—	—	—
	小計	11,275	11,307	31
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	5,888	5,869	△18
	その他	—	—	—
	小計	5,888	5,869	△18
合計		17,163	17,177	13

2.その他有価証券

（単位：百万円）

		2021年9月期（2021年9月30日現在）			
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,770	977	793	
	債券	国債	68,269	67,137	1,131
		地方債	8,781	7,999	782
		短期社債	52,677	52,397	280
		社債	—	—	—
		社債	6,809	6,741	68
	その他	9,076	8,653	423	
小計	79,116	76,769	2,347		
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,425	2,492	△1,067	
	債券	国債	20,775	20,820	△44
		地方債	1,992	2,030	△37
		短期社債	15,592	15,597	△4
		社債	—	—	—
		社債	3,190	3,192	△1
	その他	3,054	3,109	△54	
小計	25,255	26,422	△1,166		
合計		104,372	103,191	1,181	

（注）市場価格のない株式等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売却目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間においては、減損処理を行っておりません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」と見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差額の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

（2021年9月30日現在）

満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

2.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（2021年9月30日現在）

その他の金銭の信託は保有しておりません。

■その他有価証券評価差額金

2021年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	2021年9月期（2021年9月30日現在）
評価差額	1,181
その他有価証券	1,181
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	359
その他有価証券評価差額金	821

時価情報 (第157期中 (2020年4月1日から2020年9月30日まで))

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券

(単位:百万円)

		2020年9月期 (2020年9月30日現在)		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	13,919	13,989	70
	その他	-	-	-
	小計	13,919	13,989	70
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	1,100	1,092	△7
	その他	-	-	-
	小計	1,100	1,092	△7
合計		15,019	15,081	62

2.その他有価証券

(単位:百万円)

		2020年9月期 (2020年9月30日現在)		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,031	669	361
	債券	58,743	57,496	1,246
	国債	8,919	8,063	855
	地方債	45,443	45,123	320
	短期社債	-	-	-
	社債	4,380	4,309	70
	その他	2,657	2,648	9
小計	62,432	60,814	1,618	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,316	3,075	△758
	債券	18,522	18,565	△43
	国債	1,988	2,029	△41
	地方債	14,138	14,139	△1
	短期社債	-	-	-
	社債	2,395	2,396	△0
	その他	2,768	2,926	△158
小計	23,606	24,567	△961	
合計		86,039	85,381	657

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売却目的の有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間会計期間においては、減損処理を行っておりません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」と見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

(2020年9月30日現在)

満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

2.その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(2020年9月30日現在)

その他の金銭の信託は保有しておりません。

■その他有価証券評価差額金

2020年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。(単位:百万円)

	2020年9月期 (2020年9月30日現在)
評価差額	657
その他有価証券	657
その他の金銭の信託	-
(△)繰延税金負債	200
その他有価証券評価差額金	457